平成２８年（フ）第１３２１号
名古屋市港区秋葉１丁目130番地の２　きよすみ荘
債務者　飯田　榮治
法定代理人補助人　荒尾　直志
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０９号
高知市薊野南町６番24号　栄喜マンション301号
債務者　谷口　栄一
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１１号
高知市福井町949番地６　コーポくによし103号
債務者　公文　淳司
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１３号
高知県南国市岡豊町蒲原238番地　県営住宅蒲原団地Ｊ棟206号
債務者　竹﨑　尋美
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２６７号
沖縄県那覇市田原３丁目６番地１　小禄市営住宅９－802
債務者　柴引　武郎
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２７５号
沖縄県中頭郡西原町字幸地981番地　（県営幸地高層住宅１棟301号）
債務者　宮良　厚子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２４６号
群馬県佐波郡玉村町大字板井1049番地５　飛鳥ハイツα201
債務者　木村　　愛
1　決定年月日時　平成28年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１１８８号
埼玉県上尾市中妻２丁目４番地７　サンハイツＢ－101
債務者　川崎　誠子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２０５号
埼玉県鴻巣市稲荷町15番11－112号　コーポ赤見台１
債務者　荒井美津江
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５１４号
埼玉県越谷市宮前１丁目５番地29　ケイエスハイム越谷101
債務者　藤田　米子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２５号
山口県萩市大字椿4169番地４、前住所山口県萩市大字平安古町232番地12
債務者　田村　圭子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第２８０号
沖縄県糸満市字潮平559番地の３　プルミエＳ弐番館302号
債務者　佐久川良昭
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１６５１号
札幌市豊平区月寒西１条７丁目１番11号　コーポ小島Ａ301号
債務者　鎌田登美子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６５８号
札幌市北区拓北６条２丁目７番５号　国見ハイツ105号
債務者　平岩　光雄
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６５９号
札幌市北区拓北６条２丁目７番５号　国見ハイツ105号
債務者　平岩　悦子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６７０号
札幌市豊平区西岡５条12丁目15番11号
債務者　渡辺　英明
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６７８号
札幌市手稲区西宮の沢１条５丁目８番６－202号
債務者　岡崎　早人
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部